

宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託仕様書

1 業務名

宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託

2 業務の目的

現行の「第2期宇土市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）の計画期間が令和6年度に終了することに伴い、地方創生の更なる充実・強化に向け、切れ目なく取組を進めるため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び熊本県の総合戦略を勘案の上、令和7年度から令和12年度までの6年間の計画期間とする宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定する。

今後更に人口減少や少子高齢化の進展が予測される中、デジタルの力を活用した地域の社会課題解決のための効果的な施策を企画立案するため、デジタルに関する高い専門性と豊富な経験等を有する事業者には策定に係る支援を委託し、用務を円滑に遂行することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

（1）策定準備

業務の実施に先立ち、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、承認を得て業務を実施するものとする。

（2）第2期総合戦略の施策評価分析による改善事項の整理

これまでの第2期総合戦略の進捗評価及び今後の取組意向について所管ヒアリング等により検証し、宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定に向けた施策の改善事項を整理する。

（3）国等の政策動向、地方創生に関する社会動向の調査による新たな要因の分析

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び熊本県の総合戦略を勘案の上、関連する政策分野に対する国や地域社会の動向、先進事例等を調査し、今後の政策立案の要因を分析する。

（4）策定に向けた基礎情報の収集・分析・人口ビジョンの更新

宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略における政策テーマに関連した、本市の人口、経済、産業等に関する基礎データ（国、県、市の統計データ等）の収集、整理、分析を行い、人口ビジョンの更新を行う。

(5) 住民等の意識調査・分析

宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略の政策テーマに関して住民等にアンケートによる意識調査を行う。なお、調査項目等は受託者が提案を行い、宇土市と協議して決定する。

① 住民等の意識調査

ア 調査項目

(ア)若者・子育て世代対象の調査

仕事・結婚・出産・子育て及び子育て中の働き方等に対する意識調査

(イ)転入者・転出者対象の調査

転入・転出理由、住み良さの要因等に対する意識調査

(ウ)市内企業等対象の調査

市内の雇用、デジタル化の現状、働き方改革等に対する意識調査

(エ)在留外国人に対する意識調査

生活環境全般の満足度、支援等に対する意識調査。なお、在留外国人に配慮し、調査票を外国語表記とするよう努めること。

イ 調査総件数

合計約2,200件とし、内訳は次のとおりとする。

(ア)約1,600件、(イ)約100件、(ウ)約100件、(エ)約400件

ウ 調査方法

調査票を使用した郵送及びウェブサイトによるアンケート調査

エ 調査票の回収率

回収率は40%を想定

オ 郵送等

受託者は、調査項目に係る調査票の設計、調査票の印刷、送付用封筒及び返信用封筒の準備、封入封緘、送付・回収に係る業務を行う。封筒の仕様については、送信用封筒は角2サイズ、返信用封筒は長3サイズとし、料金受取人払いの手続は受託者が行う。

② 分析

ア 回収データの入力・集計

イ 集計結果の分析

ウ 報告（結果報告書の作成）

(6) 各種調査に基づく総合評価・分析による宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略への反映事項の整理

上記(2)～(5)の調査結果を基にした総合分析等により各政策分野における重視すべき戦略、課題、環境変化を抽出し、宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略への反映事項を整理する。

(7) 宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略素案作成支援

- ① 上記（２）～（６）を踏まえ、デジタルの力を活用した地域ビジョンの実現に向けた宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略素案の作成
- ② 検証指標（アウトカム指標又はアウトプット指標）の設定と評価手法の構築
 - （ア）検証指標
政策、施策、主な取組の達成度や進捗が的確に把握できるような検証指標（アウトカム指標又はアウトプット指標）の設定について支援する。
 - （イ）評価手法の構築
設定した検証指標を基に、毎年、効果的な評価・改善を行うことができる仕組みを構築する。

（８）宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の運営支援

有識者会議の開催（４回程度）に当たり、資料の作成を支援し、オブザーバー出席を行い、議事録を作成する。

（９）宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略（本編・概要版）の編集等支援

宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略（本編及び概要版）の原稿データの作成及びレイアウトの編集、イラスト・写真等の挿入を行う。

（１０）成果品の作成

- ①宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略及び概要版の電子データ（PDF・Word等）
- ②調査結果報告書の電子データ
- ③回答内容を集計した電子データ
- ④その他、宇土市との協議で決定した成果品

５ 業務管理

受託者は、会議、協議、打ち合わせ事項等において議事録を作成して提出しなければならない。

６ 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た個人情報等をはじめとする事項について、秘密を保持し、宇土市の許可なく他に使用してはならず、在職中はもとより退職後であっても何人にも漏えいしてはならない。また、業務委託完了後は速やかに破棄すること。

７ 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を宇土市より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務終了後速やかに返却するものとする。

８ 成果品の帰属

本業務で作成された成果品の著作権及び著作権は、宇土市が所有するものとする。

9 疑義の解決

本委託業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項が生じた場合、受託者は宇土市と十分な打ち合わせ及び協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。

10 その他

業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品に不良箇所が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正、補正その他必要な措置を行うものとする。